

神奈川県EV普通充電設備整備費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県EV普通充電設備整備費補助金について神奈川県運輸部門
脱炭素推進事業費補助金交付要綱（令和6年4月23日制定。以下「要綱」という。）に
規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請の期日)

第2条 要綱第6条に掲げる交付申請の期日は、令和6年12月27日とする。

(補助事業の完了の期日)

第3条 要綱第11条に掲げる補助事業完了の期日は、令和7年3月26日とする。

(実績報告の期日)

第4条 要綱第13条に掲げる実績報告の期日は、令和7年3月26日とする。

附 則

この要領は、令和6年4月23日から施行する。